役員候補者選考委員会規程

第１条〔目　的〕
この規程は、当協会定款第38条に基づき、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会（以下「この当協会」という）定款第１7条に基づく役員の選任にあたり、その候補者を選考する諸手続きについて定める。

第２条（定　義）
本規定において、役員とは一般社団法人日本ろうあ者卓球協会の理事および監事を指すものとする。

第３条（委員会）
(1) 委員会を構成する委員は理事長が以下の者から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。ただし、役員候補者は委員にはなれない。
①理事
②監事
③正会員
④前３号のほか、理事長が委員として適任であると評価した者
(2) 委員は３名以上、５名以下で構成する。
(3) 委員会には委員長１名を置くものとし、委員長は委員の互選により定める。
(4) 委員会は理事会から委嘱された時点で発足し、次の委員会が組織されるまで存続する。
(5) 辞任等により、新たに選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また再任は妨げない。

第４条〔委員会の業務〕
委員会は次の業務を行う。
①役員候補者の選考検討
②役員候補者の資格審査
③役員候補者のとりまとめ
④役員候補者の理事会への提案
⑤役員候補者の総会への提案
⑥その他役員候補者選出に必要な事項

第５条〔委員会の開催〕
(1) 委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、必要に応じて適宜開催するものとする。
(2) 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
(3) 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
(4) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
(5) 委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。
(6) 委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第６条〔役員候補者の資格審査〕
委員会は、本協会の定款第１７条に定める新役員の選考にあたり、第７条に定める資格要件に適するか審査する。またつぎの事項を審議し、理事会に推薦する。

（１）候補者の選考に係わる基本的考え方に関すること
（２）候補者の推薦、審査及び選考に関すること
（３）役員候補者の選考対象者は、以下の通りとする。
①当協会関係者
②日本卓球協会関係者
③パラスポーツ関係者
④企業スポーツ関係者
⑤学識経験者
⑥その他必要と認める者

第７条〔役員候補者の資格要件〕
(1) 役員候補者の資格要件は以下のとおりとする。
①役員は、就任する年の４月１日現在で、満70歳未満でなければならない。
①役員が原則として10年を超えて在任することがないよう、再任は連続10年までとする。
②全般、法律、会計、財務、スポーツまたは卓球の分野において、専門的な知識や経験を有していること。
③健康であり、業務に支障がないこと。
④遵法精神に富んでいること。
⑤強化指定選手は、役員を兼任することはできない。
⑥一年度内の理事会におおむね３分の２以上、出席できる見通しがあること。
⑦外部理事25％以上及び女性理事40％以上の目標割合も考慮しなければならない。

※役員の再任回数の上限に関する激変例外措置として
１）組織運営及び業務執行上、10年を超えて引き続き在任する場合、特に必要である理事について、役員候補者選考委員会等において実績などを合理的に説明でき、適切に評価していること。
２）「原則として10年を超えて在任することがないよう」とは、連続して10年を超えて在任しないことを指す。なお最長期間に達した者については、再び選任されるまでに経過期間は４年間とする。
３）理事の在任期間が10年に達する場合であっても、以下のア）又はイ）のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期）することが考えられる。
ア）当該理事がIF（国際競技連盟、ろう者の場合はＩＣＳＤ）の役職者である場合
イ）当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合

(2)次に掲げる者は、役員となることができない。
1 禁錮以上の刑に処せられた者
2 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
3 刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行なった者
4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
5 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

6 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

第８条〔役員候補者のとりまとめ〕
委員会は審査結果を役員候補者に通知すると共に、理事候補者と監事候補者に分けて役員候補者名簿を作成し、理事会に提出する。

第９条〔総会の議案〕
理事会は、役員候補者名簿を総会に役員選任議案として提出する。

第10条〔役員の欠員の補充〕
任期中の辞任等により、役員数が定款第16条に定められた定数を下回ったときは、本規程に準じて速やかに役員候補者を選考し、社員総会の決議を得て補充する。

（規程の改廃）
この規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

附　則

１．この規程は、令和２年５月１０日より施行する。
２．この規程は、令和３年９月２６日より改正施行する。
３．この規程は、令和５年１０月８日より改正施行する。